

〔 別 紙 〕

令和 7 年度与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務委託仕様書
（ 企画提案用 ）

1. 適用

本仕様書は、令和 7 年度与謝野町町内事業者販路拡大等支援業務（以下、「本業務」という。）に適用する。本仕様書に明記していない事項、疑義を生じた場合及び本仕様書に変更を要する場合は、本町と協議の上、その指示によるものとする。

2. 事業の目的

与謝野町地域経済分析の結果により示された政策課題及び政策提言に対する具体的施策として、町内の中小・小規模企業が取り組む新たな商取引などの販路拡大や新たな事業展開の取組に対して、専門的な知見に基づく助言を行うための相談・支援体制を構築し、外貨獲得による地域内経済循環の促進を目指す。

3. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）までとする。

4. 委託業務の内容

- （1） 中小・小規模企業が取り組む新たな商取引などの販路拡大や新たな事業展開の取組に対して、専門的な知見に基づく助言を行うための相談窓口を町内の事務所等に設置し、相談業務は令和 7 年 1 0 月以降、毎月 1 回実施すること。（開設月日、開設時間等は別途調整）
- （2） 相談・支援体制の構築に際しては、町が別途招聘する地域力創造アドバイザーの指導・助言を受けて行うこと。（地域力創造アドバイザーの招聘日程・時間・方法（オンライン・オフライン）等は別途調整）
また、当該相談窓口の設置については、将来的に行政が関わることなく、企業の事業活動として自走させることができるよう、相談業務に係る事例やノウハウを整理・蓄積すること。
- （3） Web サイトや SNS、チラシ作成などにより当該支援事業の普及に努めること。

5. 成果物

本業務において提出する成果物は下記のとおりとする。

なお、成果物の一部については、履行期間内であっても提出を求める場合がある。

- (1) 成果報告書（A 4 判）2 部（毎月の相談窓口対応実績、令和 7 年度の相談対応事例集）
- (2) 打合せ記録簿（A 4 判）1 部
- (3) 電子ファイル一式（(1) (2) を保存し、CD 又は DVD で納品すること）
- (4) その他本業務で得られた成果一式

6. 本業務の実施状況報告

本町が必要と認めるときは、本業務の実施状況について、いつでも受託者に対し報告を求めることができる。

7. 業務完了後の提出書類

受託者は、令和 8 年 3 月 27 日（金）までに成果品を添えて委託業務完了届を提出すること。

8. 支払条件等

本業務に係る経費は、業務完了後の支払いとする。なお、その支払方法は別途締結する業務委託契約書に記述する。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託事業の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令その他法令を遵守すること。

(2) 業務の実施体制

ア 受託者は管理責任者 1 名及び担当者を選任し、業務を行うこと。

イ 管理責任者は、本業務の全責任を負う者であること。

ウ 管理責任者は、業務が完了するまで原則として変更できない。ただし病気、死亡、退職等やむを得ない理由で変更する場合は同等以上の技術力を有する者を配置し、本町の下承を得なければならない。

エ 担当者は業務内容に応じて複数配置できるが、複数の場合は主たる担当者を選任し、業務を行うこと。

(3) 協議

受託者は、業務の実施にあたり、監督職員と綿密な連絡、協議を行い、疑義が生

じた場合、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けること。

(4) 打合せ等

業務中に行った協議や打合せ記録簿は常に整理しておくものとし、打合せの際、相互に確認すること。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が、委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、与謝野町個人情報保護条例（平成18年与謝野町条例第12号）、与謝野町個人情報保護条例施行規則（平成18年与謝野町規則第11号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(7) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(8) 立入検査等

本町は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

10. 著作権の譲渡等

(1) 無償譲渡

成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は、当該成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引渡し時に本町に無償で譲渡する。

(2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者（以下「関係者」という。）に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

(3) 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者（前項に該当する場合にあつては、関係者を含む。以下同じ。）は、本町が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意すること。また、本町は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(4) 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、本町が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、本町は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 著作者人格権の不行使

受託者及び関係者は、前（3）・（4）に該当する場合は、本町及び本町が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続を行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

11. 業務の継続が困難となった場合の措置について

本町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本町は契約の取り消しができる。そのために、本町に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならない。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本町及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

12. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格した時点とする。

与謝野町町内事業者販路拡大等支援事業 イメージ図

